

●水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金は2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づき、料金を算出・請求します。納入通知書（請求書）には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払いください。
納入期限を超過しますと督促状が発行されます。さらにお支払いがないときには、あらかじめお知らせしたうえで給水を停止することがあります。
お支払いは次の2通りの方法があります。

【納入通知書】

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニエンスストア及び水道料金センター窓口で取扱いしています。納入通知書の発送は検針月の25日頃（休日の場合は直前営業日）です。

【口座振替】

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引落しによってお支払いいただく方法です。口座振替依頼書にお客様番号を記入の上、預金通帳と届け印を持参し、金融機関へ直接お申込みください。口座振替日は、検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）です。

質問 水道料金のしくみはどうなっているのでしょうか？

回答 水道料金は、使用水量に応じ、次の料金表により計算します。**25mmまでの口径は2か月間の水道使用量のうち16立方メートルまでの分は基本料金のみが適用され、16立方メートルを超えた分は基本料金に従量料金を加えて計算します。40mm以上の口径は1立方メートルから基本料金に従量料金を加えて計算します。**

【基本料金表】基本料金は水道メーターの口径によって変わります。

口径	基本料金	口径	基本料金	口径	基本料金
13 mm	1,860円	40 mm	12,400円	100 mm	77,000円
20 mm	2,700円	50 mm	22,600円	150 mm	165,600円
25 mm	4,000円	75 mm	47,000円		

※上記の金額は2か月分の基本料金です。水道料金の検針・請求は2か月ごとに行います。（事業所等の一部を除く）
上記の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

【従量料金表】

使用水量	従量料金（1立方メートルあたりの料金）		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1立方メートル以上、16立方メートル以下のもの	0円		
16立方メートルを超え40立方メートル以下のもの	155円		
40立方メートルを超え200立方メートル以下のもの	195円	195円	
200立方メートルを超え600立方メートル以下のもの	255円	255円	255円
600立方メートルを超え2,000立方メートル以下のもの	315円	315円	315円
2,000立方メートルを超えるもの	355円	355円	355円

※上記の金額は専用給水装置・一般用の従量料金です。上記の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

メーター交換へのご協力をお願いします。

水道課では、計量法により定められた有効期限が満了を迎える水道メーターを毎年交換しています。

交換作業は、水道課が委託した銚子管工事協同組合加盟の指定給水装置工事事業者が、対象となるご家庭に直接伺い実施します。

交換作業の料金は、無料です。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

水道課では、ご依頼のない水質検査をはじめ、浄水器等の販売・貸し出し、あっせんなど、いっさい行っていません。
不審なときは、身分証明書の提示を求め、会社名や担当者名を水道課までご連絡ください。

不審な訪問販売などに
ご注意ください